

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当の支給等の事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 - 児童手当法の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 - 児童手当法の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 - 児童手当法の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 - 児童手当法の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 - 児童手当法の資料の提供等の求めに関する事務 - 児童手当法施行規則の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバ、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項 情報提供 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 国保・年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊岡市役所 総務部 総務課 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 TEL 0796-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊岡市役所 市民部 国保・年金課 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 TEL 0796-23-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務上必要のない特定個人情報にアクセスできないようにアクセス制限を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 井添 俊宏	課長 木下 和彦	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目－対象人数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目－取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 木下 和彦	課長	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目－対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	しきい値判断項目－取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシ		十分である	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－特定個人情報の使用－目的を超えた提供		十分である	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－特定個人情報の使用－権限のない者(元職		十分である	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－特定個人情報の提供・委託(委託や情報提供		十分である	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－情報提供ネットワークシステムとの接続－目		十分である	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－情報提供ネットワークシステムとの接続－不		十分である	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－監査		自己点検	事後	
令和1年6月25日	リスク対策－従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和2年3月23日	公表日	令和元年6月28日	令和2年3月27日	事前	再実施
令和5年4月7日	I－5 ①部署	市民生活部市民課	市民部市民課	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年4月7日	I－8 連絡先	豊岡市役所 市民生活部 市民課	豊岡市役所 市民部 市民課	事後	組織改編に伴う名称変更
令和7年3月27日	公表日	令和2年3月27日	令和7年3月27日	事前	再実施
令和7年3月27日	I－1 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当の支給を行う事務である。番号法においては、別表第一項番56の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ○児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法第十七條第一項(同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二條第三項において適用し、又は準用する場合を含む。) ○若しくは第二項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第二條第一項の給付をいう。次号及び第三号において同じ。))の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童手当法第九條第一項(同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。))の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童手当法第十二條第一項(同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。))の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童手当法第二十六條(同法第二項を除き、同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。))の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ○児童手当法第二十八條(同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。))の資料の提供等の求めに関する事務 ○児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)第一條の三の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	児童手当法に基づき、児童手当の支給等の事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 児童手当法の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 児童手当法の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3. 児童手当法の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4. 児童手当法の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 児童手当法の資料の提供等の求めに関する事務 6. 児童手当法施行規則の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	
令和7年3月27日	I－3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一-56項 2. 番号法別表第一-主務省令で定める事務を定める命令(別表第一-省令) (平成26年内閣府総務省令第5号) 第44条	番号法第9条第1項別表81の項	事前	法改正
令和7年3月27日	I－4 ②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 74,75 情報提供 番号法別表第二 26,30,87	情報照会 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項 情報提供 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項	事前	法改正
令和7年3月27日	I－5 ①部署	市民部市民課	市民部 国保・年金課	事後	組織改編に伴う名称変更
令和7年3月27日	I－8 連絡先	豊岡市役所 市民部 市民課	豊岡市役所 市民部 国保・年金課	事後	組織改編に伴う名称変更
令和7年3月27日	Ⅱ－1 しきい値判断項目－対象人数	平成31年4月1日時点	令和7年1月17日時点	事後	
令和7年3月27日	Ⅱ－2 しきい値判断項目－取扱者数	平成31年4月1日時点	令和7年1月17日時点	事後	
令和7年3月27日	Ⅳ リスク対策 8 判断の根拠		本事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	様式の改正
令和7年3月27日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の改正
令和7年3月27日	Ⅳ リスク対策 11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式の改正
令和7年3月27日	Ⅳ リスク対策 11 判断の根拠		業務上必要のない特定個人情報にアクセスできないようにアクセス制限を行っている。	事後	様式の改正